平成２２年（フ）第１３６４号
京都府城陽市寺田林ノ口22番地の１　プレミール城陽603号
債務者　藤巻　千晴
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２８号
京都市右京区太秦開日町13番地２　101ｓｔ．メイフラワー101号
債務者　吉野　美和（債務発生時の姓吉元）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５７号
京都市山科区大塚野溝町78番地の26
債務者　山田　勝彦
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６９号
京都府城陽市長池北清水53番地　ＰＩＮＥ　ＦＩＥＬＤ105号
債務者　山本　時和
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７０号
京都府城陽市長池北清水53番地　ＰＩＮＥ　ＦＩＥＬＤ105号
債務者　山本　朋子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７２号
京都市右京区太秦乾町２番地　蜂ヶ丘市営住宅３―302
債務者　上原　信子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５００号
京都市左京区下鴨北茶ノ木町５番地　村上アパート２－９
債務者　林　　純
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３３号
京都府八幡市八幡大芝28番地
債務者　髙野　榮子（債務発生時の姓大野）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３４号
京都府八幡市八幡大芝28番地
債務者　大野　充彦
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８９号
京都市西京区大原野西境谷町３丁目６番地３棟203号
債務者　小澤　寿子（旧姓高平）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９１号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目１番地65棟306号
債務者　杉江　　博
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６０６号
京都府城陽市寺田宮ノ谷29番地の113
債務者　野里　香織
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４１号
京都市南区唐橋南琵琶町31番地　琵琶苑第二棟８号
債務者　井上　偉男
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４６号
京都市山科区椥辻番所ケ口町182番地　リューライフ辻１－Ｂ
債務者　栗屋　六郎
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４７号
京都市山科区椥辻番所ケ口町182番地　リューライフ辻１－Ｂ
債務者　栗屋　真弓
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
広島県竹原市中央１丁目３番18号
債務者　藤本　諭示
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１７３号
広島県呉市本町19番５号
債務者　橋本　敦子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１７６号
広島県呉市焼山西３丁目４番17―206号
債務者　伊賀　　操
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　広島地方裁判所呉支部